

# 新生児救急担当医手当支給支援事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 県は、周産期医療体制の維持を支援するため、N I C Uにおいて新生児医療に従事する医師の処遇改善を図る目的で新生児担当医手当を支給する医療機関に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## (定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### (1) N I C U

新生児集中治療室のうち、診療報酬の対象になるものをいう。

### (2) 新生児医療担当医

N I C Uにおいて新生児医療に従事する医師をいう。

### (3) 新生児担当医手当

新生児医療担当医の処遇改善を目的として、医療機関の開設者から新生児医療担当医に対し、N I C Uに入院する新生児に応じて支給される手当をいう。

### (4) 就業規則等

就業規則及びこれに類するもの（給与規程、雇用契約等）をいう。

## (補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業は、地方公共団体、公的団体及び知事が適當と認める者が、その開設する医療機関において行う、新生児担当医手当の支給で、就業規則等において、新生児医療担当医に対する新生児担当医手当の支給を明記しているもの又はこれに準ずるものと知事が判断したものとする。

2 医療機関の開設者が個人の場合、雇用する新生児医療担当医に対する手当の支給について就業規則等に明記しているなど、知事が適當と認める場合は、開設者に対する新生児担当医手当の支給についても補助の対象とする。

## (補助額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を上限とする。ただし、算定された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(別表)

基準額	対象経費	補助率
新生児 1人当たり 10,000円（N I C U入院初日のみ）	新生児担当医手当	1／3

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (6) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体である場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第5号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外のものである場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (7) 市町村は、県から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、その交付額に相当する額を遅滞なく市町村補助事業者（市町村補助金の交付を受けて事業を実施する者。以下同じ。）に交付しなければならない。
- (8) 市町村長が、間接補助金を市町村補助事業者に交付する場合には、(1)から(5)、及び(6)イに掲げる条件を付すること。この場合には、(1)から(4)中「知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとすること。

なお、市町村長が上記により付した条件に基づく承認又は指示をする場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は毎会計年度定め、補助金の交付の申請をしようとするものに対して通知するものとする。

(記載事項)

第7条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該事業に係る歳入歳出予算書抄本（補助事業者が地方公共団体である場合に限る。）
- (2) 病院・診療所の概況書（パンフレット等）
- (3) 就業規則等
- (4) その他参考となる資料

(交付決定通知書の様式)

第8条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、その提出期限は、補助金交付申請日の属する年度の3月31日とする。

(確定通知書の様式)

第11条 規則第14条の確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(暴力団の排除)

第12条 補助事業者は、別添記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 知事は、補助事業者が同意した前項の誓約事項が虚偽であり、又はこの誓約に反したことが判明した場合、当該補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定める補助事業については、第1条第2項の規定にかかわらず、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省・労働省令第6号）の適用がある。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

## 別添

### 暴力団排除に関する誓約事項

当事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

#### 記

- (1) 補助事業者が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成 23 年埼玉県条例第 39 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は補助事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。